

健康と美しさをいつまでも!! 森 de ヨガ

初心者も大歓迎! ヨガ体操を楽しみましょう。

☎ 3月15日(土)午前10時~11時30分

☎ 先着20名

☎ 問合せ先へ電話。2月12日午前10時から受け付け

☎ 圃 平和の森公園展示室みどりの縁側
☎ FAX 6450-0123 (月曜休室)

区民公開講座 「おひとりさまで老後を 生き抜くには」

講話「生き抜くために知っておきたいお話」、ミニ体操、パネルディスカッション「もしも認知症や病気になったら…」を行います。

☎ 3月15日(土)午後2時~4時

☎ アプリコ

☎ 先着400名

☎ 当日会場へ

☎ 健康医療政策課災害・地域医療担当
☎ 5744-1264 FAX 5744-1523

シミュレーションゲームで実感! 被災地のリアルから学ぶ 私たちの防災

防災・減災の第一線で活躍される講師の話聞き、災害に備えましょう。

☎ 区内在住・在勤・在学の方

☎ 3月20日(祝)午後1時30分~4時

☎ 先着20名

☎ 電子申請。問合せ先へFAX (記入例参照。保育(1歳以上の未就学児5名)希望はお子さんの名前、年齢も明記)も可。3月9日締め切り

☎ 圃 エセナおおた

☎ 3766-4586 FAX 5764-0604

司法書士による 区民のための公開講座 「備えて安心 成年後見と 登記・相続・遺言」

☎ 3月22日(土)①講演会=午前10時20分~11時50分②相談会=午後1時~4時30分(1組45分程度)

☎ 区役所本庁舎2階

☎ 先着①50名②40組

☎ 問合せ先へ電話。2月12日から受け付け

☎ (社)大田区社会福祉協議会

☎ 3736-2022 FAX 3736-5590

多文化交流会 ~ブラインドサッカー~

ブラインドサッカー体験を通じて、国際交流をしませんか。

☎ 区内在住・在勤・在学で15~29歳の外国人と日本人

☎ 3月23日(日)午前10時~11時30分

☎ ふれあいはすぬま

☎ 先着30名程度

☎ 電子申請。3月9日締め切り

☎ (-財)国際都市おおた協会

☎ 6410-7981 FAX 6410-7982

春休みおやこ手話教室

あいさつなど簡単な手話を楽しむ学びます。

☎ 区内在住か在学

☎ 4~7歳のお子さん

☎ と保護者

☎ ※小学生のお子さんのみでの参加希望の場合は、

☎ 問合せ先までご相談ください

☎ 3月26日(水)午前10時~11時30分

☎ 先着15組程度

☎ 問合せ先へEメール(記入例参照)

☎ 圃 さぼーとぴあ

☎ 5728-9355 FAX 6303-7171

☎ EMail ota@tokyo-shuwacenter.or.jp



詳細はコチラ

詳細はコチラ

区民ギャラリーを ご活用ください

地域の皆さんの絵画や写真、書などの作品を特別出張所と地域庁舎で募集・展示しています。

☎ 区内在住・在勤・在学の方

☎ 展示を希望する月の前月10日から各施設で受け付け

☎ ※詳細は各施設へお問い合わせください

☎ 圃 文化振興課文化振興担当

☎ 5744-1226 FAX 5744-1539

令和7年度からの個人住民税の主な改正点

1 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について

当該当者の所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合は、個人住民税で控除限度額の範囲内で控除しています。その控除限度額に変更はありませんが、所得税における住宅ローン控除の制度内容が以下のとおり変更されました。

●借入限度額は、子育て世帯(18歳以下の扶養親族を有する世帯)と若者夫婦世帯(夫婦のいずれかが39歳以下の世帯)が令和6年に入居した場合には、令和4・5年入居の水準を維持

●合計所得金額1,000万円以下の方に限り、新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和する措置について、建築確認の期限を令和6年12月31日まで延長

2 令和7年度個人住民税の定額減税

令和7年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者で、令和6年12月31日現在、控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者(※)を有する方に対して、1万円の定額減税を行います。

※納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超、かつ配偶者(国外居住者を除く)の合計所得金額が48万円以下の方

特別区民税・都民税(住民税)の申告は郵送で!

受付期間 2月17日~3月17日

▶問合せ 課税課課税担当 FAX 5744-1515(共通)

大森地区 ☎ 5744-1194

調布地区 ☎ 5744-1195

蒲田地区 ☎ 5744-1196

国民健康保険に加入している方へ

1 結核・精神通院医療給付金受給者証の交付

結核・精神通院医療費の受給者に「結核医療給付金受給者証」「国保受給者証(精神通院)」を交付します。指定の医療機関に提示すると、対象医療費の自己負担金が不要になります。都外で受診した場合は、領収書を添えて申請先へ申請すると対象医療費の自己負担分が支給されます。

▶対象 次のいずれかに該当する方

①結核医療費受給者で、住民税が非課税(19歳以下は世帯主が非課税)

②自立支援医療費(精神通院)受給者で、同一世帯の国民健康保険加入者全員の住民税が非課税

※住民税未申告の方は、国保受給者証の発行ができません。必ず住民税の申告を済ませてから申請してください

●申請先

結核=感染症対策課感染症対策担当 ☎ 4446-2643 FAX 5744-1524

精神通院=地域福祉課障害者地域支援担当

大森 ☎ 5764-0696 FAX 5764-0659

調布 ☎ 3726-4139 FAX 3726-5070

蒲田 ☎ 5713-1383 FAX 5713-1509

梶谷・羽田 ☎ 3741-6682 FAX 6423-8838

2 療養費の給付

医療費の全額を支払った場合、保険で認められた部分を支給します。申請方法などはお問い合わせください。申請から支給まで原則3か月かかります。また、診療日の翌日から2年を経過すると時効となり支給できません。

▶対象 次のいずれかに該当する方

①急病など、緊急そのほかやむを得ない理由で医療機関に保険証を提示できなかった

②国外で診療を受けた(治療目的で渡航した場合を除く)

③医師の指示でコルセットなどの治療用装具を購入した

④医師が治療上必要と認めたマッサージ、はり・きゅうの施術を受けた

⑤骨折・脱臼・打撲・捻挫(骨折・脱臼は応急手当ての場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要)で接骨院・整骨院の施術を受けた

⑥輸血のための生血の費用を負担した(親族から血液を提供された場合を除く)

⑦臍帯血や臓器移植などの搬送費を負担した

⑧負傷・疾病などで移動困難かつ緊急そのほかやむを得ない理由で適切な保険診療を受けるために移送された

◇ 1 2ともに◇

▶問合せ 国保年金課国保給付係 ☎ 5744-1211 FAX 5744-1516



図書館だより

詳細はコチラ

各図書館の催し

※会場の記載がないものは各館で

久が原 ☎ 3753-3343 FAX 3753-5642

つるし飾りがいっぱい!

ボランティアグループ「イトチカさん」が作製したつるし飾りを掲出します。こどもたちの健康と幸せを願い、心を込めて作ったつるし飾りです。

▶日程 2月13日(木)~3月20日(祝)

蒲田駅前 ☎ 3736-0131 FAX 3736-1094

月刊「おとなりさん」創刊500号のあゆみ

創刊500号を迎える月刊「おとなりさん」の歩みを振り返りつつ、掲載写真や記事などを使用し、蒲田を中心とした街の記憶を紹介します。

▶日時 3月15日(土)午後2時~3時 ▶会場 消費者生活センター

▶定員 先着40名 ▶申込方法 電話か来館

健康セミナー「こころとからだを元気にする体操」

冬から暖かな春へ体を整えていきましょう! ストレッチとセルフマッサージを行います。

▶日時 3月23日(日)午後2時~3時 ▶会場 消費者生活センター

▶定員 先着60名 ▶申込方法 電話か来館

大森南 ☎ 3744-8411 FAX 3744-8421

おとなの朗読会

▶日時 3月15日(土)午後2時~3時30分 ▶定員 先着20名

▶申込方法 電話か来館

蒲田 ☎ 3738-2459 FAX 3736-9782

展示&トーク「三橋昭 幻視原画展」

●レビー小体型認知症当事者による幻視の原画展

▶日時 3月20日(祝)~23日(日)午前10時~午後5時 ※23日は午後4時まで

●トークイベント

▶日時 3月22日(土)午後2時~3時 ▶申込方法 電話

▶定員 先着25名